

令和3年第4回九戸村議会定例会

令和3年12月6日(月)

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 九戸村村営住宅等条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第7号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第8号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第9号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第10号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第11号 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第12号 令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第13号 令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)

◎出席議員（12人）

| | | | | | | | |
|----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 古 舘 | 巖 | 君 | 7番 | 保大木 | 信 子 | 君 |
| 2番 | 川 戸 | 茂 男 | 君 | 8番 | 岩 渕 | 智 幸 | 君 |
| 3番 | 坂 本 | 豊 彦 | 君 | 9番 | 渡 | 保 男 | 君 |
| 4番 | 大 崎 | 優 一 | 君 | 10番 | 山 下 | 勝 | 君 |
| 5番 | 中 村 | 國 夫 | 君 | 11番 | 桂 川 | 俊 明 | 君 |
| 6番 | 久 保 | えみ子 | 君 | 12番 | 櫻 庭 | 豊太郎 | 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|---|---|---|
| 村 | 長 | 晴 山 | 裕 康 | 君 | | | | | | | | | |
| 副 | 村 | 長 | 伊 藤 | 仁 君 | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 岩 渕 | 信 義 君 | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 大 向 | 一 司 君 | | | | | | | | |
| 移 | 住 | 定 | 住 | 担 | 当 | 課 | 長 | 川 原 | 憲 彦 君 | | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 担 | 当 | 課 | 長 | 浅 水 | 涉 君 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 吉 川 | 清一郎 | 君 | | | | | | |
| 兼 | 税 | 務 | 住 | 民 | 課 | 長 | 杉 村 | 幸 久 君 | | | | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 中 奥 | 達 也 君 | | | | | | |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 関 口 | 猛 彦 君 | | | | | | |
| 地 | 域 | 整 | 備 | 課 | 長 | 坂野上 | 克 彦 君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 上 村 | 浩 之 君 | | | | | | | | |
| 地 | 域 | 整 | 備 | 課 | 主 | 幹 | 兼 | 水 | 道 | 事 | 業 | 所 | 長 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 大久保 | 勝 彦 | | |
| 事 | 務 | 局 | 長 | 補 | 佐 | 野辺地 | 利 之 |

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 3 年第 4 回九戸村議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

12 月 6 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり 13 件であります。議案は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫君、川戸茂男君、坂本豊彦君、久保えみ子さんの 4 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布の陳情 2 件です。陳情については、かねて申し合わせのとおり、配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 3 年 8 月分、9 月及び 10 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、決算審査特別委員会委員長から、第 3 回議会定例会において、閉会中の継続審査となっておりました付託事件 2 件の審査が終わり、審査報告書が提出されております。

その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎村長の行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、村長並びに教育長から行政報告の申し出がありました。

はじめに、村長の行政報告を行います。

村長の登壇を許します。村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長(晴山裕康君) それでは、令和3年第4回九戸村議会定例会が開催されるにあたり、第3回定例会以降の村政執行の経過について、主なものを報告させていただきます。

1 ナインズミーティング(村政懇談会)について

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を延期しておりましたナインズミーティングでございますが、感染症が一定程度、収束の傾向にあることから、11月9日の九戸村建築業組合の皆さまとの懇談会をはじめとして、若い農業後継者の皆さま、そして行政連絡員の皆さまとの懇談会を開催し、ご意見をいただいております。

ご出席の皆さまからは、それぞれの業種における現状や課題について、ご意見をいただきました。また、連絡員の皆さまからは、地域が抱える課題について、お知らせいただくとともに、本年度から実施している「九戸村地域振興交付金」の取組状況について、村側から各行政区の取組事例等を提供しながら、住み続けたい地域づくりの進め方について、意見交換をさせていただいております。

今後は、村営交流施設の運営や再生可能エネルギー導入、自然環境保全をテーマとした開催を予定しているところであり、伊保内高校生・九戸中学校生の視点からのご意見も伺ってまいりたいと考えております。

頂戴いたしました貴重なご意見等につきましては、庁内で十分に検討いたしまして、議会の皆さまのご指導ご鞭撻を仰ぎながら行政運営や各種施策に組み込んでまいる所存でございます。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関しましては、現在、全国的に見ても小康状態を保っているところであり、これは不便を強いられながらも、全国民が新しい生活様式を実践し続けていただいた賜物であると認識しているところであります。ぜひとも、このまま収束の傾向が続いてくれることを祈るばかりでございます。

さて、ここで、これまでの経過を振り返りますと、この未知のウイルスと対峙するに当たって、行政の責任において行うべき対策といたしましては、第一に住民の皆さまへのワクチンの迅速かつ安全な接種でありましたが、医療資源の乏しい本村にとって大きな難題でありました。しかしながら、本村職員の努力や近隣自治体等関係機関の協力もいただいて、県立二戸病院並びに九戸地域診療センターの医師、さらには臨時的に二戸市内の民間医療機関の医師からもご協力をいただき、優先接種対象であった高齢者の皆さまに対し、施設訪問対応を含め集団接種を行い、希望する方々のほぼ全員が7月中に接種を完了することができました。

その後、接種対象が高齢者以外へと順次拡大することに伴い、二戸医師会のご

配慮の下、二戸市及び一戸町の開業医における個別接種と二戸市総合スポーツセンターでの集団接種を併用実施してまいりました。

さらには、県への要請により、アピオで行う広域接種会場に、医療機関の少ない二戸・久慈地方枠を設けていただき、若年層を対象に接種の迅速化を図った結果、接種がスムーズに運び、基本的に2回目終了となる11月28日現在の接種率は、接種対象となっている12歳以上人口の約87%となっております。

接種希望者の中で、タイミングを逸した等の理由により、設定期間内に接種できなかった方20数名につきましては、現在待機状態にありますが、今後改めて日程を確保し、希望者全員の接種を完結する予定としております。

また、先般、国による3回目接種の方針が示されたことを受け、これまで同様に、管内自治体や県立病院、二戸医師会等関係機関と連携を図りながら、確実な接種体制を再構築してまいりたいと考えております。

ただ、ここにきて懸念されるのが、変異したオミクロン株の出現でございます。感染力が非常に強いとの情報もございますので、今後において、さらに詳細な情報収集に鋭意努めながら適時適切な対応策を講じてまいります。

3 岩手県生活支援コーディネーター現地研修について

去る10月26日、28日及び11月16日の3日間にわたり開催されました、岩手県生活支援コーディネーター現地研修について、ご報告させていただきます。

この研修会は、県の主催により、市町村や地域包括支援センター、社会福祉法人などの生活支援に携わる職員を対象に開催されたもので、遠くは陸前高田市をはじめ、県内各地より合わせて53名の参加者がありました。県によりますと、当初の想定を上回る参加希望があったことから、研修及び視察会場となりました「ほずのいえ」の収容人数の関係により、分散開催としたということでございます。

研修会当日は、概要説明として、有償ボランティアの立ち上げと空き店舗を活用した活動拠点の開設について、本村の担当係長と主任保健師の2人が講師を務めさせていただきました。また、せっかくの機会でもありましたので、私も毎回出向いて、歓迎のあいさつを申し上げたところでございます。

地域における支え合いの必要性は、時代の潮流ともいえる中、その先進事例として研修先に選ばれたことは光栄なことであり、ましてや全県下から訪れる視察というものは、本村においては、頻繁にあるというケースでもございませんので、参集された方々の研鑽はもとより、少なからず九戸村の発信につながったものと感じております。

4 農業の状況について

農林水産省から11月9日に発表されました令和3年産水稻の10月25日現在の作況指数では、全国が101、全県103で、本村の属する北部は、100の「平年並」

が見込まれております。

本村の水稲は、出穂期での低温・日照不足により不稔もみや、生育不揃いの発生がありましたが、品質については今年も一等米比率が 94%と高く、高品質なコメが生産されました。しかしながら、コロナ禍において、主に外食産業等業務用需要の落ち込みにより、本年産の米価が大幅に下落する傾向となっております。

村では、このように生産者の収入が大幅に減少することから、主食用米生産者への支援を行うための予算を本定例会に計上させていただいておりますので、ご賛同賜りますようお願いいたします。

次に、本村の園芸重点品目につきましては、10 月末日現在の新岩手農協の販売実績によりますと、野菜につきましては、にんじんが数量を大幅に伸ばしておりますが、トマトとピーマン、ねぎの数量は、前年を下回りました。販売額では、コロナ禍において外食産業の低迷などが影響し、4 品目とも前年を大きく下回る結果となっております。

また、花きでは、小菊については数量、販売額とも前年を上回ったものの、りんどうと一輪菊は、出荷時期と需要期のずれから単価安となり、販売額が減少しております。

一方、葉たばこについては、10 アール当たりの収量が増えており、販売単価は前年と同程度なものの、販売金額は前年を上回る実績となっております。

なお、日本たばこ産業株式会社は、国内たばこ市場の縮小を受け、令和 4 年度に向けて農家に廃作を募ったようですが、本村では生産者数が 44 人から 23 人に、栽培面積も 26.1 ヘクタールから約 3 分の 2 の 18.1 ヘクタールに減少する見込みとなっております。村では、アンケート調査や個別相談会を実施したところではありますが、今後も廃作農家の所得確保や遊休農地の拡大を防ぐため、関係機関と連携しながら廃作農家への支援を行ってまいりたいと考えております。

畜産につきましては、農協の 10 月末実績で申し上げますと、生乳は生産量・販売額共に減少傾向となりました。また、和牛子牛については、出荷頭数は若干減少しながらも、コロナ禍ではありましたが単価が回復し、販売額は前年を上回る結果となっております。

次に、5 オドデ館の改修について

産直施設オドデ館並びに周辺施設の整備についてでございますが、西側進入路の工事は、電柱の支障移転や二戸土木センターとの県道取付協議を経て 7 月 5 日に着工し、11 月 5 日に完成いたしました。これにより、一般車両や大型バスの出入りが容易となり、これまでの不便さが一定程度解消されたものと考えております。

オドデ館本体の工事につきましては、増改修工事の契約締結を 9 月 30 日の臨時議会で承認いただいた後、同日付で工事に着手いたしました。現在、オドデ館本

体には、仮囲いを行い、工事を進めております。

オドデ館の営業につきましては、9月上旬の仮設店舗完成後、引っ越し作業のため休業いたしました。10月1日から営業を再開しているという状況でございます。

6 オブチキ感謝祭及び花火大会について

10月29日から11月14日までの間、村内83店舗から参加いただきオブチキ感謝祭を開催いたしました。レシートラリー企画で準備いたしましたトートバッグ2,000個やベアレンビールとのコラボ商品も早々に完売となりました。また、キングオブチキンカレーも売れ行きが好調でございました。10月30日にはオドデ館前におきまして、ブローラー各社のご協力により「チキン特卖会」を開催いたしました。こちらも完売となっております。

また、九戸村商工会青年部の皆さまからは、まさぎね館前に巨大絵馬を製作展示していただき、大変好評でございました。

村観光協会主催の「花火大会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で延期していたところですが、これにつきましてもオブチキ感謝祭と併せるかたちで、村内3会場での開催をお願いしたところでございます。天候にも恵まれたことから、素晴らしい「秋の花火」を地域の方々から満喫いただいたものと感じております。

本年度、実施いたしましたそれぞれの企画につきましては、参加いただいた皆さまのご意見を伺いながら、今後の開催内容を検討してまいりたいと考えているところでございます。

7 伊保内高校支援について

伊高むらおこし会社については、本年度、伊保内高校の「総合的な探求の時間」を活用して、4月から活動が行われてきたところですが、村内外の事業者の方々からご協力をいただき、8種類の商品が開発されております。

9月18日には、盛岡市にあるイオンモール盛岡とオドデ館の2カ所で販売会が実施されました。

当初は、高校生による販売を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響による岩手県独自の緊急事態宣言の発令もあったことから、高校生は残念ながら参加できませんでした。しかしながら、会場へは多くの方々からご来場いただき、伊高むらおこし会社の活動を知っていただくきっかけとなっております。

さらに、10月17日には市日に合わせ、まさぎね館前において、高校生参加による販売会を実施したところ、販売前から行列ができ、販売開始からわずか15分ほどで全商品が完売となり、商品の一部につきましては、村内外において継続して販売を行っているところでございます。

今後は、本年度のむらおこし会社の成果を取りまとめ、生徒の意見等を踏まえながら、来年度における事業計画を検討することとしております。

また、生徒確保に向けた取り組みでございますが、来年度の新入生確保に向けた情報発信を目的としたプロモーションビデオを作成し、公開しております。このプロモーションビデオには生徒や教諭が参加しており、撮影のエキストラやカメラ等についても学校全体で取り組んでいただきました。併せて、生徒募集に向けて新たに高校紹介パンフレットを作成しております。このパンフレットは、村の補助制度や学校の取り組みをわかりやすく紹介しておりますので、さまざまな機会において活用してまいりたいと考えております。

本年から取り組んでいる県外からの生徒確保策である「地域みらい留学」においては、6月からのオンライン合同説明会の全日程を終了したところでありますが、興味を持っていただいた3名の中学生から問い合わせがあり、伊保内高校の見学をしていただきました。ぜひとも来年度、伊保内高校に入学していただきたいと願い、継続してフォローしているところでございます。

以上、第3回定例会以降の行政執行状況について、報告させていただきました。今議会には、議案13件を提案させていただいております。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、令和3年第4回定例会の行政報告といたします。どうもありがとうございました。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、村長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和3年第4回九戸村議会定例会が開催されるにあたり、第3回定例会以降の教育行政に関する執行状況につきまして、主なものを報告させていただきます。

1 持続可能で良質な教育環境の整備について

本年2月から7月にかけて、地区住民、伊保内高校生、九戸中学生及び子育て世代を対象とした教育懇談会「ナインズミーティング2」を開催したことは、先の第3回九戸村議会定例会の教育行政報告でも申し上げておりますが、その後10月には戸田地区、伊保内地区、江刺家地区において、行政連絡員などの地区代表者と高齢者団体、女性団体の代表者をお招きして開催いたしました。

また、先月21日には、「九戸村の学校教育環境の将来を考える」をテーマとし

て青森中央学院大学の高橋興名誉教授、和光大学の山本由美教授をお招きしたシンポジウムを開催したところであります。

これら一連の取り組みを通して、幅広い層の村民の皆さまに九戸村が置かれている教育環境の現状についてご理解いただき、その将来についてもさまざまなご意見を頂戴することができたと感じております。

そこで、今後でございますが、ナインズミーティング2で使用した説明資料とともに、それぞれの会場で出されたご意見を集約し、報告書の形で全村民にお示しいたします。

その後、中学生以上の全村民を対象としたアンケート調査を実施し、村民の皆さまの本村における教育環境に対する将来的なお考えや思いなどを把握したいと考えております。また、当然アンケート結果についても全村民に公表し、教育委員会が頂戴した多くの要望・意見に応えられるよう、本村の持続可能で良質な教育環境の整備の具体化に向けた次の段階に進んでまいりたいと考えております。

2 教員の資質向上について

先月 11 日に行われました「九戸村議会総務教育常任委員会・教育委員会合同の村内教育施設等視察調査」に参加された議員の方々には、学校の授業の様子もご覧いただいたところですが、現在、本村においてはすべての小中学校においてタブレットを使った授業を行っております。

I C T活用については、これまでにインストール済みの教員向けソフトなどの使い方といった基礎的な研修を終え、日常的な学習活動場面での効果的な活用といった研究にシフトしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の第6波に備え、児童生徒の「学びの保障」を確保するために、I C Tスキルに優れた教職員3名と教育委員会事務局1名からなるワーキンググループを立ち上げ、学校の休業措置や児童生徒が感染または濃厚接触者になるなどして、学校に来られない場合などのさまざまな事態を想定して、オンラインによる「学びの保障」の可能性や課題などについて、検討を進めているところでございます。

3 学力向上について

小学校5年生と中学校2年生を対象として、去る10月6日に実施されました「令和3年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査」の結果が県教育委員会から公表されましたので、本村の平均正答率を基にした分析結果の概要について、お知らせいたします。

(1) 小学生について

本村児童の国語の平均正答率は54.6%、算数は62.4%で、それぞれ県平均を国語で1.2ポイント、算数で7.3ポイント上回りました。

昨年度、一昨年度と県平均を下回っておりましたので、着実に向上が図られて

いるものと理解しております。

しかしながら、国語や算数の授業でのグループによる対話を通じた理解であったり、多様な考え方に触れて思考の幅を広げるような問題、あるいは目的に応じて必要な情報を見つけて読む問題であったり、折れ線グラフを根拠に示された事柄が正しくない理由を記述するといった問題では県平均を下回っており、極少数での指導についての更なる工夫が求められていると分析しております。

(2) 中学生について

国語の平均正答率は 60.4%で、県平均を 2.0 ポイント下回っているものの、数学の正答率では 48.9%、県平均を 8.7 ポイント上回りました。

昨年度、一昨年度と比較して、国語はほぼ例年並みの県平均をわずかに下回る程度ですが、数学についてはかなり向上が見られ、丁寧な指導が成果に表れているものと評価しております。

課題は、国語については自分の考えをまとめたり、相手に伝える工夫をするといった問題が弱く、数学については図形の領域に弱点を抱えております。

第3回九戸村議会定例会で、全国学力状況調査の結果について、ご報告申し上げたとおり、小中学生ともにすべての教科の基礎となる国語力が着実に定着しており、課題である算数・数学については確実に成果を上げております。国語、算数・数学について、本村の小中学生は県レベルではかなり高い位置にあり、これまで現場の先生方が真摯に取り組んできた授業改善の賜物であります。

一方、全国や県レベルといった学力に関する調査では、調査対象となっていない英語や社会、理科といった教科についての指標は比較的乏しいのですが、国語、算数・数学と同様に重要であると考えています。どの教科にしても、家庭での学習習慣につながるような授業の構築が最大の課題であり、このことは、全国学力状況調査から得られた中学3年生で平日の2時間以上勉強している生徒は全国が 41.8%であるのに対し岩手県は 22.3%、本村はわずか 4.8%、また休日3時間以上勉強している生徒は全国が 26.8%、岩手県が 20.5%、本村は 9.8%という調査結果からも明らかであります。

従来、岩手県は全国に比べ、家庭での学習時間が少ない一方、テレビの視聴時間が長いという傾向があり、これをなかなか克服できずにいます。最近では、テレビに代わりスマートフォンがその位置を占めおります。本村は、岩手県のそうした傾向がさらに顕著であり、九戸村教育委員会が定義している「学力」とは「学ぶ力」のことである、という観点からみれば、その力は未だ付いていないこととなります。

また、中学3年生の体力や運動能力の面を見てみますと、体力テストにおいて県を 100 とした場合、20 メートルシャトルランでは男子は 70.6、女子 93.6 で、反復横跳びなどの持久力の指標でも県平均を下回っている現状であります。

今後、GIGAスクール構想に続く小学校での教科担任制の導入、また教員指導による中学校の部活動が総合型地域スポーツクラブのような形で地域移行となるなど、各種の制度が変化していく中、教育環境によって本村と都市部との間に「教育格差」を生じさせることがあってはなりません。

本村の子どもたちは、議員の皆さまご存知のように、素直で従順に育っているものの、多くの児童が極小規模の学校で学んでいる状況であり、教育活動に制約が多く、刺激が乏しく切磋琢磨の機会にも恵まれ難い、といったハンディを負っていることは否めません。

私ども教育委員会といたしましては、こうした環境下にあって、いかに村の児童生徒が向上心や知的好奇心を育み、将来への夢と目標を持って主体的に学校生活を過ごさせるかについて、さらに現場の先生方とともに有効な手立てを模索してまいりたいと考えております。

4 コミュニティスクールの導入について

コミュニティスクールの構想は、時代と共に急激に学校教育環境が変化してきた中で、「社会に開かれた学校づくり」、そして「学校評議員制度」といった取り組みを経て、これまでよりも地域社会が学校運営にコミットし、地域社会が一体となって児童生徒を育成することを目指したものと理解しております。

この一連の流れは、平成12年の教育改革国民会議で、新しいタイプの学校としてコミュニティスクールの設置促進が提言され、その後、中央教育審議会で議論され、地方教育行政法、教育基本法及び学校教育法などの法的整備や、第3期教育振興基本計画の諮問、答申を経て、各自治体で設置することが努力義務とされた経緯がございます。

新学習指導要領では、コミュニティスクールを設けることで「よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくる」という目標を学校と地域が共有し、地域を担う次世代の人材を育成する「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域が相互に連携・協働し、一体となって児童生徒の成長を支えていくことを実現しようとするものであります。

「社会に開かれた教育課程」に関しては、前回の九戸村議会定例会で山下議員からご質問があった際にお答えしたように、本村では「九曜塾」に代表されるような地域学校協働活動のほか、九戸中学校での江刺家神楽保存会による神楽の指導など、すべての学校で、何らかの形で地域と協働した活動が長く行われてきております。

したがって、本村におけるコミュニティスクールは、全く新しい試みが伴うものではなく、これまで積み重ねてきた活動をそのまま生かすことができます。制度上「学校運営協議会」を立ち上げることが求められるため、具体的には各学校が培っている地域とのつながりをベースとして校長、PTA、地域の方々による

協議会を設置し、この中の話し合いで学校目標や運営方針を決めていくこととなります。

令和4年度中に村内全小中学校で導入するよう進めており、コミュニティスクールについて村民のご理解をいただくため、今後、広報誌等で制度概要や本村の方針について周知を図るほか、学校での説明会等も順次行う予定としております。

5 小学校スクールバスの運行について

これまで準備を進めてまいりました小学校スクールバスを本日12月6日から運行開始いたしました。これまで、戸田小学校と九戸中学校の児童生徒を対象として、それぞれスクールバスを運行してはいましたが、これ以外の、とりわけ長興寺小学校、江刺家小学校児童の通学援助対策が課題となっていたため、新たに運行を行うものです。

新規に運行するバスは、長興寺小学校の銚子、雪屋方面、江刺家小学校の道地、細屋方面の2路線で、江刺家小学校の登校時は、中学校スクールバスに混乗する形とし、それ以外は運転技師として会計年度任用職員を採用し、村の公用マイクロバスを使用いたします。

基本的に、学校から自宅までの通学距離が2.5キロメートル以上ある児童を利用対象としておりますが、特別な事情がある場合には柔軟に対応することとしております。利用児童は、現在のところ長興寺小学校10名、江刺家小学校11名となっております。

通学援助に関しては、引き続き児童生徒と保護者の負担軽減に向けて検討してまいりたいと思っております。

6 文化財保護活動について

今年度の埋蔵文化財保護活動につきましては、2種類の国庫補助事業を導入して進めております。

一つ目は、妻ノ神遺跡の発掘調査に係る出土遺物の整理作業であります。これは、令和元年度に実施した個人住宅建築に係る発掘調査であり、次年度まで継続して整理作業を行い、令和5年度に報告書の刊行を予定しております。

二つ目は、今年度から取り組みを開始しました「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」であります。この事業は、村の埋蔵文化財を広く周知し、埋蔵文化財に関する住民理解の促進、保護意識の醸成、また文化財保護を通じた郷土への誇りと愛着を育むことを目的として取り組んでいるもので、小学生を対象とした黒山の昔穴遺跡現地学習事業、九戸政實公ゆかりの歴史体験事業、遺跡調査成果の展示公開事業を実施しております。

小学生を対象とした黒山の昔穴遺跡現地学習事業は、5月8日に第1回九曜塾として実施し、小学生と保護者36人が参加して現地で研修を行いました。

九戸政實公ゆかりの歴史体験事業では、村内9カ所の中世城館跡に標柱及び説

明板の設置工事を終了しており、今月 11 日に第 8 回九曜塾として、説明板等を設置した城館跡を訪ね、政實公に因んだ歴史について、小学生に学習してもらうこととしております。

遺跡調査成果の展示公開事業は、埋蔵文化財展として黒山の昔穴遺跡、外久保遺跡、妻ノ神遺跡から出土した遺物の展示を 11 月 3 日から 7 日まで H O Z ホールで実施し、120 人の来場者の中には奥州市から来られた方もありました。

その後、江刺家支所、戸田支所を順次巡回し、今月 17 日から 19 日まで、まちの駅まさぎね館を会場に展示を行う予定としております。

最後に、これまでご報告させていただいた内容は、すべて S D G s の取り組み項目の 4 番目にある「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」という目標に適っているものと自負しております。

学校教育に限って申し上げれば、私ども教育委員会と学校現場が進める教育行政並びに学校での教育活動は、すべて未来を生きる児童生徒のためにあり、次世代の人材を育成するためにあります。これまでも申し上げてきたとおり、学校教育分野における第 1 のステークホルダーは児童生徒であり、児童生徒ファーストで教育行政を進めてまいります。

議員の皆さまにおかれましては、今後とも教育委員会の取り組みに対しまして、ご指導ご助言を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行状況についてのご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、教育長の教育行政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、11 番、桂川俊明君。1 番、古館 巖君。2 番、川戸茂男君の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から 12 月 10 日までの 5 日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月10日までの5日間とすることに、決定いたしました。

お諮りいたします。

12月7日、8日の2日間は、議案調査のため、休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日、8日の2日間は、議案調査のため、休会とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎議案第1号から議案第13号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第3、議案第1号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」から、日程第15、議案第13号「令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)」までの議案13件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」から順次、説明をお願いします。

議案第1号について、税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、提案させていただきます。議案第1号をご覧ください。

議案第1号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

九戸村国民健康健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附則。

第1項、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

第2項、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る九戸村国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

この改正は、健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金の支給額を「40万4千円」から「40万8千円」に変更するものでございます。

出産育児一時金の総額は、現在この40万4,000円に産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合には、医療補償制度の掛金1万6,000円を合わせた42万円が支給されていますが、この産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日から1万2,000円に、4,000円減額されることから、出産育児一時金を4,000円引き上げ、40万8,000円に改正しまして、支給総額を現在と同額の42万円とするため、条例改正を行うものでございます。

次のページが新旧対照表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

議案第1号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第2号から4号まで。移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） それでは、議案第2号「九戸村村営住宅等条例の一部を改正する条例」について、説明させていただきます。

九戸村村営住宅等条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項に次のただし書きを加える。「ただし、村長が適当と認めた債務を保証することを業として行う者と家賃の支払い及び第19条第2項に係る費用について、保証契約を締結した入居決定者は、これを要しない。」

この改正の内容については、これまで入居要件に敷金を徴収することとしていたものを、債務を保証する業者等と家賃等の支払い、保証契約を締結した場合に敷金は必要としないとするものでございます。

なお、条例では謳っておりませんが、規則において連帯保証人も規定しておりますが、これについても要しないこととして、条例をお認めいただいた際には、改正しようと考えておるところでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第17条第1項の規定は、令和4年2月1日以後の入居者について適用する。

この附則につきましては、条例の施行後、保証業者等の公募等、選考があるため、2月1日から適用しようとするものでございます。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。九戸村村営住宅への入居等に関する手続きについて、入居者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。よろしく、ご審議いただきたいと思っております。

続きまして、議案第3号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」でございます。

新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っております。

第8条に第2項を追加するものでございます。「入居決定者は、前項各号に掲げる入居手続きに代えて、村長が適当と認めた債務を保証することを業として行う業者と家賃の支払い及び第18条第2項に係る費用について保証契約を締結し、保証契約書の写しを添えた請書を提出することができる。その場合においては、連

帯保証人の連署は要しない。」と加えるものでございます。

この内容としましては、これまでの入居の際、連帯保証人の連署及び敷金を納付するとしていたものを、債務保証を業とする者と賃貸契約の支払い、保証契約を締結した場合に、保証人及び敷金は要しないとするものでございます。

また、第8条に第2項を加えたことによりまして、それ以降の要項等を整備したものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、令和4年2月1日以降の入居者について適用する。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。九戸村若者定住促進住宅への入居等に係る手続きについて、入居者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。よろしく、ご審議いただきたいと思います。

次に、議案第4号でございます。「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

この改正につきましては、現行の過疎地域自立促進特別措置法から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、改正するものでございます。

まず、趣旨。第1条の部分でございます。課税免除が適用される区域。これにつきまして、「過疎地域内」と表記していたものを「過疎地域持続的発展市町村計画であつて、村が定めるものに記載された産業振興区域内」に改めるものでございます。

また、対象事業について、これまで「農業水産等販売業、製造業、旅館業」としていたものについて、「情報サービス」を新たに追加するものとなっております。

また、次に対象となる設備投資について、これまで「新設」、「増設」のみであったものを「改築」、「修繕」も新たに追加するものでございます。

次に、第2条でございます。

課税免除の改めということで、ここの改正につきましては、適用期間を令和6年3月31日までとする改正でございます。また、課税免除の対象となる取得価格等の要件を資本金の規模に応じて500万円以上に引き下げるものでございます。これまで、関係法令により「2,700万円」としていたものを「500万円以上」と改めるものでございます。主な改正は、以上でございます。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例による改正後の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。とするものでございます。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日限りで失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく、ご審議いただきますよう、お願いします。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第5号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） それでは、議案第5号「村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例（昭和56年九戸村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書き加える。

ただし、使用者が村民の場合の別表第1に掲げる使用料は、ロッカーを除きそれぞれの半額とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1は、貸スキー等使用料の表となっておりますが、その改正内容につきましては、次ページに添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、表中の「6時間」と「4時間」の並び方を他のリフト料金関係の条例、規則等に合わせた形で今回変更しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

昨年度、大人用のレンタルスキー用品を買い替えたことに伴いまして、料金改正を行っておりますが、今年度はジュニア用のスキー用具を買い替えるということとしておりまして、昨年度同様レンタルスキー用品を新調することによりまして、利用促進を図るために、中学生以下の料金を改正するというものでございます。

具体的には、中学生以下のスキー料金は、6時間で「1,300円」、4時間で「900円」であったものを、それぞれ1,600円、1,200円へ、スキーのみだと、6時間で「700円」、4時間で「500円」であったものを、それぞれ「1,000円」、「700円」へ、ブーツのみでは6時間「600円」、4時間「400円」であったものをそれぞれ「700円」と「500円」へというふうに改正をしております。他の種別に関しましては、今回変更はございません。

併せまして、第4条の規定本文におきまして、村民の方の使用に当たりましては、ロッカーの料金を除いて、他のものを半額とするよう今回、改正を行うもの

でございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、貸スキー等用具の更新に伴いまして利用促進を図るため、使用料を改正しようとするものであります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号について。産業振興課長

○産業振興課長（中奥達也君） それでは、議案第6号「九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例」について、ご説明いたします。

九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例は、廃止するものでございますが、その経緯につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づき、九戸村の復興産業集積区域において、岩手県産業再生復興推進計画に定められた対象施設等を新設、又は増設した場合、固定資産税の課税免除をすることを定めた村条例を平成24年に制定しておりましたが、東日本大震災復興特別区域法の改正により、法の対象が岩手県沿岸市町村の区域とする特定復興産業集積区域に限定され、九戸村の区域が対象となくなりましたため、この条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、経過措置を定めたものでございます。

第1項として、この条例は、公布の日から施行し、附則第2項及び第3項の規定は、令和3年4月1日から適用するとしております。

第2項には、令和3年3月31日以前に対象施設等を新設又は増設したものについては、従前のおりとしております。

第3項には、令和3年3月31日以前に計画に定められ、令和6年3月31日までに対象施設等を新設又は増設したものについては、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度から5年度内は、課税を免除するとしております。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴い、廃止しようとするものでございます。

議案第6号の説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第7号、8号について。総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

この議案は、岩手県市町村総合事務組合の組合員である陸前高田市及び大船渡市営林組合が、令和4年3月31日をもって解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を、次のページとなりますけれども、別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

別紙。岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を掲載しております。

附則といたしまして、この規約は令和4年4月1日から施行する。

次のページに新旧対照表を載せておりますので、これにより説明させていただきます。

まず、別表第1の変更ですが、この表は、組合を組織する一部事務組合及び広域連合を示す表となります。この表、左側が現行となります。下線を引いております陸前高田市及び大船渡市営林組合を削り、右側改正後の表としようとするものでございます。

次に、別表第2。この表は、組合が共同処理する事務を示すものですが、この表からも解散する陸前高田市及び大船渡市営林組合を削り、右側の表のとおりとしようとするものでございます。

なお、新旧対照表の下線は、陸前高田市及び大船渡市営林組合のほか、句読点と、矢櫃山造林一部組合にも引かれてありますけれども、これは、例規改正のルール、手法によるものでございまして、矢櫃山造林一部組合については、変更があるものではございません。

議案に戻っていただきまして、令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございしますが、令和4年3月31日をもって、陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、岩手県市町村総合事務組合同規約別表第1及び別表第2について所要の整備を行うとするものでございます。

以上、議案第7号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億

268万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,397万4,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり。歳出につきましては、3ページのとおりそれぞれ補正額の欄の金額を追加しております。

具体的な補正予算の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧くださいと思います。

11款地方交付税、1項地方交付税に、普通交付税2,138万7,000円を追加しております。

次に、13款分担金及び負担金。1項負担金に老人保護扶養義務者等負担金67万8,000円を追加しております。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金に、感染症予防事業費等国庫負担金605万6,000円を追加しております。

次に、同じく国庫支出金となりますが、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援に保育対策総合支援事業費補助金48万7,000円を、また、10節子育て世帯特別給付金には、新たに子育て世帯特別給付事業費補助金3,400万円、同事務費補助金に50万円を計上しております。この補助金につきましては、細節の民生費に予算補正しているところの子育て世帯への臨時特別給付金に関する事業の財源となるものでございます。

次に同じく2項国庫補助金、4目衛生費国庫補助金、1節感染症予防に感染症予防事業費等国庫補助金456万8,000円を追加しております。

次に、16款県支出金の4項交付金。交付金には、地方創生臨時交付金として、2,698万1,000円を追加しております。

次に、20款繰越金となりますが、1項繰越金に前年度繰越金802万4,000円を追加しております。

次に、5ページに移りまして、歳出でございます。

まず、2款総務費でございますが、主なものといたしまして、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の時間外勤務手当208万9,000円は、ワクチン接種など新型コロナウイルス感染症に関する事務従事者に対する予算を措置するものでございます。これは、すべて国庫支出金を財源とするものでございます。

同じく3節の管理職手当72万4,000円は、当初予算に対し機構改革等により管

理職が4人増となっておりますので、不足する金額を計上させていただいております。なお、最終ページには、給与明細書を添えております。

次に、同じく一般管理費、7節報償費の謝礼等52万5,000円は、新型コロナウイルス感染症が一定程度、収束の傾向にあることから新年交賀会を1月4日に開催する方向で進めさせていただいているところであり、本年度は飲食を伴わず、代わりに講演会と伊保内高校郷土芸能委員会の江刺家神楽の出演を依頼する予定としているところがございます。この経費として、41万5,000円。弁護士相談費用として、11万円を予算措置させていただくものがございます。

次に、4目財産管理費、11節役務費の通信運搬費4万5,000円は、役場庁舎4階におけるタブレット使用に係る費用でございます。

次に、6目企画費、10節のうち、修繕料1,800万円は、取得を予定しております伊保内高校教員住宅について、修繕料を計上したものでございます。内訳といたしましては、川向地区2棟4室、南田地区1棟2室分となります。

なお、12節の分筆登記業務委託料15万5,000円、16節の用地購入費150万円につきましても伊保内高校教員住宅の取得に関する経費となるものがございます。

次に、12節委託料の内、システム改修業務委託料99万円は、岩手県情報セキュリティクラウド更新に伴う村のネットワーク設定変更費用、バス利用促進業務委託料20万円は、ふるさとの湯っこ利用者への循環バス利用料割引に係る業務委託料となります。

次に、14節工事請負費501万5,000円は、オドデ館に設置してあります太陽光発電施設の改修工事費用となります。これは、オドデ館の改修によりまして電気容量が増加し、これまでの低圧から高圧の施設になることの改修、系統申請、蓄電池の撤去設置などを行うものがございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の内、二戸地区広域行政事務組合負担金122万3,000円は、予備費分について予算措置をしておりませんでしたので、今回計上するものがございます。このほか、バス運行に係る補助金250万9,000円、12万5,000円、86万4,000円の3件については、新型コロナウイルス感染症等による利用者減少に対する支援を行うものがございます。

次に、10目新型コロナウイルス感染症対策費853万5,000円については、10節需用費から12節委託料まで、すべてが政府が打ち出しましたワクチンの3回目接種に係る費用、必要経費となります。なお、全額国庫支出金によって賄われるものがございます。

それでは、次に6ページに移りまして、3款民生費をご覧ください。

3款民生費の主なものといたしましては、まず1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金として、国民健康保険特別会計の繰出金30万円を計上しております。

次に、3目老人福祉費、12節委託料、老人保護措置委託料については、入所者の増加により養護老人ホームへの委託料として328万7,000円を増加するものでございます。

次に、4目社会福祉施設費の12節委託料、地域福祉活動事業委託料77万4,000円は、上半期を経過した段階での実績を受け、今後予想される必要経費を増額するものであり、社会福祉協議会に対するものでございます。

同じく、社会福祉費の18節負担金補助及び交付金412万円は、主に人件費に充てられますが、こちらも社会福祉協議会への運営に対する補助金を増額するものでございます。

次に、5目介護保険事業費の12節委託料51万2,000円は、総合福祉センターで行っている水中ウォーキングに関し、燃料の急激な高騰により経費が高んでいることから委託料を増額しようとするものでございます。

次に、同じく民生費の2項児童福祉費に移りまして、1目児童福祉総務費、19節扶助費については、3,400万円を計上しております。これは、村政調査会でもご説明いたしましたように、国が打ち出しました子育て世帯への臨時特別給付金で、児童1人当たり5万円、680人分を予算化するものでございます。

次に、3目保育料の10節需用費は、燃料費について灯油価格の値上がりを受けて106万2,000円を増額しようとするものでございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思えます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金には、新たに主食用米生産者緊急助成金として、508万1,000円を計上しております。これにつきましては、過日の村政調査会でご説明申し上げたところですが、本年度の米価下落に対処するため、主食用米の出荷に係る経費の支援として10アール当たり3,000円を助成するための予算を計上したものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費の補正額390万円は、高齢者への弁当配達サービスを3月まで継続するための経費でございます。

内訳といたしましては、弁当代として食糧費270万円、運搬作業委託料といたしまして120万円を計上するものでございます。

それでは、次に9款消防費をご覧ください。

1項消防費、3目消防施設費の10節需用費4万4,000円は、第8分団のポンプ積載車の修繕料となります。同じく消防施設費、18節負担金補助及び交付金の消防施設整備事業補助金141万円は、第1分団が行う消火栓用ホース格納庫の整備に関し経費を補助するものでございます。

次に、10款教育費をご覧ください。1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費35万7,000円は、授業等で児童の耳の聞こえを補完する音声送受信機を新たに購入するものでございます。

8 ページに移りまして、同じく教育費となりますが、2 項小学校費、3 項中学校費及び5 項社会教育費では、灯油価格の値上がりを受けて、小中学校とH O Z ホールの暖房用燃料費をそれぞれ 10 節需用費に増加しております。

また、小学校費では、施設の緊急修繕に備えるための修繕料 50 万円を計上しております。

次に、6 項保健体育費では、1 目保健体育総務費の 27 節繰出金、村営くのヘスキー場の設備等修繕費用の財源として、索道事業特別会計繰出金 110 万 2,000 円を計上しております。

次に、同じく保健体育費、2 目体育施設費、17 節備品購入費 18 万 1,000 円は、体育センターの体育用具等を買替えるための費用とするものでございます。

失礼いたしました。先ほどの主食用米の補助金については、村政調査会では説明していなかったということでございます。すみません。勘違いでございました。訂正いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 9 号について。税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第 9 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」について、説明いたします。

令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について、次のように定めようとするものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 321 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,725 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和 3 年 12 月 6 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページが「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入となっております。

第 4 款県支出金、第 1 項県補助金を 291 万 8,000 円増額補正し、4 億 3,858 万 7,000 円に、第 6 款繰入金、第 1 項他会計繰入金を 30 万円増額補正し、6,478 万 1,000 円とするもので、既存の歳入予算の総額に合わせて 321 万 8,000 円を増額補正し、歳入合計を 6 億 1,725 万 5,000 円とするものでございます。

次のページが歳出となっております。

第 2 款保険給付費において、第 1 項療養諸費を 79 万 9,000 円増額補正し、3 億 7,645 万 1,000 円に、第 2 項高額療養費を 211 万 9,000 円増額補正し、5,030 万 6,000 円に、第 5 項葬祭諸費について、30 万円増額補正し、75 万円とするもので、既存の歳出予算総額に今後、不足が見込まれる 321 万 8,000 円を増額補正し、歳出合計を 6 億 1,725 万 5,000 円とするものです。

次のページから歳入歳出補正予算事項別明細書となっておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第10号について。地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第10号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,770万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入でございますが、第5款、第1項繰越金を2万2,000円増額し、2万3,000円とし、歳入合計を3,770万7,000円としようとするものでございます。

次のページが歳出となっております。

第1款、第1項農業集落排水事業を2万2,000円増額し、1,471万8,000円とし、歳出合計を3,770万7,000円にしようとするものでございます。

次のページからが事項別明細書となりますが、今回の補正は、消滅時効後に徴収したことに伴い還付することとなる受益者分担金及び還付加算金に充てるため、償還金利子及び割引料を増額しようとするものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第11号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第11号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,832万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入は、第2款繰入金、1項一般会計繰入金で、補正前の額に110万2,000円を追加し、3ページ歳出は、第1款索道費、1項索道管理費で、補正前の額に110万2,000円を追加しております。

次ページに、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しております。

今回の補正予算は、村営くのヘスキー場の圧雪車の部品交換と西山荘の消防用設備の修繕費用を需用費、修繕料として計上し、その財源を一般会計からの繰入金をもって充てるといったものとなっております。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第12号及び13号について。総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第12号「令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ850万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和3年12月6日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり、歳出につきましては、3ページのとおり、それぞれ補正額欄の金額を追加するものでございます。

具体的な補正予算の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

1款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節土地売払収入は、29万1,000円を追加しております。これは、村道高屋敷山形線ののり面工事の用地として、村に対する売払収入がありましたので、その金額を計上しているものでございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財産管理資金繰入金、1節繰入金は、財産管理資金の取り崩しについて、138万3,000円を追加するものでございます。

次に、5款繰越金となりますが、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金に前年

度繰越金 24 万 4,000 円を追加しております。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、1 節雑入については、義務作業欠席料について、130 万円を減額しております。この減額につきましては、本年度予定した個所の下草等の状況と、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を考え併せ、義務作業の実施を見合わせたことによるものでございます。

歳出につきまして、4 ページをご覧いただきたいと思っております。

歳出の補正につきましては、2 款諸支出金、1 項地域振興費、1 目地域振興費、25 節寄附金の 1 件となります。その内容は、自治会事業寄附金に 61 万 8,000 円を追加するものでございます。

以上、議案第 12 号について、ご説明いたしました。

続きまして、議案第 13 号をご覧ください。

議案第 13 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正となります。

第 1 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 210 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 899 万 4,000 円とするものでございます。

第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和 3 年 12 月 6 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2 ページのとおり、歳出につきましては、3 ページのとおりそれぞれ補正額欄の金額を追加するものでございます。

具体的な補正予算の内容につきましては、次のページに添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、事項別明細書 3 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財産管理資金繰入金、1 節繰入金は、財産管理資金の取り崩しについて、29 万 9,000 円を追加するものでございます。

次に、5 款繰越金について、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金に前年度繰越金 180 万 1,000 円を追加しております。今回の歳入補正は、先ほどの財産管理資金取り崩しと併せて 210 万円とするものでございます。

次に、4 ページをご覧願います。

歳出補正でございます。歳出の補正につきましては、先ほどの歳入補正 210 万

円を財源として、2 款諸支出金、1 項地域振興費、1 目地域振興費、25 節寄附金に、九戸村消防団第 1 分団寄附金として、210 万円を計上するものでございます。

以上、議案第 13 号について、ご説明を申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第 3、議案第 1 号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」から、日程第 15、議案 13 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)」までの議案 13 件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案の審議等については、議事運営の都合上、12 月 10 日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、次の会議は、12 月 9 日、午前 10 時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで、散会いたします。
ご苦労さまでございました。

散会（午前 11 時 38 分）